川場村告示第9号

川場村住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成25年3月25日

川場村長 関 清

川場村住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、村民が住宅リフォームを村内施行業者により実施した場合において、その経費の一部を補助することで、村民の生活環境の向上、村内施工業者の支援及び地域経済の活性化を図ることを目的として、予算の範囲内において交付する住宅リフォーム助成事業補助金(以下「補助金」という。)について、川場村補助金等交付規則(昭和48年規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。(用語の定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1) 個人住宅 自己の居住の用に供する住宅をいう。
 - (2) 併用住宅 前号に規定する個人住宅に相当する部分(以下「個人住宅部分」という。)及び店舗、事務所、賃貸住宅等自己の居住の用に供しない部分(以下「非個人住宅」という。)がある建築物をいう。
 - (3) リフォーム工事 村内に存する個人住宅及び個人住宅部分の機能若しくは性能を維持又は向上させるため、更新、修繕、模様替え等を行う工事をいう。
 - (4) 村内施工業者 村内に住所を有するリフォーム等工事を業として営む者をいう。 ただし、見積書及び領収書を村内の事務所等で発行できる者に限る。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という)は、次に掲げる要件を満たす者で、村内施工業者によりリフォーム工事を行う者とする。
 - (1) 村内に住民登録があり、対象住宅を所有していること。
 - (2) 住宅の所有者及び全世帯員に村税及び使用料等の滞納がないこと。
 - (3) 当該リフォーム工事について、本村の他の制度による補助金制度を利用していないこと。

(補助対象金額)

第4条 補助の対象金額となるリフォーム工事は、工事金額(消費税を含む。)が20万 円以上の工事であるものとする。ただし、同一の住宅又は同一の世帯において、1回 に限るものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、リフォーム工事に要した経費の10分の1を乗じて得た額以内 とし、20万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたと きは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、リフォーム工事の着工前に住宅リフォーム助成事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて村長に申請しなければならない。
 - (1) リフォーム工事前の住宅状況を明らかにする写真
 - (2) リフォーム工事の内容を明らかにする図面
 - (3) リフォーム工事見積書の写し(工事に要する経費を明らかしたもの)
 - (4) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

- 第7条 村長は、前条の規定による申請があった場合はその内容を速やかに審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、川場村住宅リフォーム助成事業補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。
- 2 補助金の交付は、第10条に定める補助金交付請求書の提出を受け、工事の完了を 確認した後、予算の範囲以内で交付するものとする。

(変更申請)

- 第8条 申請者は申請内容に変更が生じたときは、あらかじめ川場村住宅リフォーム助成事業補助金交付変更申請書(別記様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて村長に申請しなければならない。
 - (1)変更工事の箇所を明らかにする写真
 - (2)変更工事の内容を明らかにする図面
 - (3)変更に伴う工事見積書の写し(工事に要する経費を明らかしたもの)
 - (4) その他村長が必要と認める書類

(補助金の変更決定)

第9条 村長は、前条の規定による変更申請があった場合はその内容を速やかに審査し、 補助金の額に変更が生じる場合は、川場村住宅リフォーム助成事業補助金交付変更決 定通知書(別記様式様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 申請者は補助金に係わる住宅のリフォーム工事が完了した後、速やかに川場村

住宅リフォーム助成事業補助金交付請求書(別記様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) リフォーム工事後の住宅状況を明らかにする写真
- (2) 領収書の写し
- (3) その他村長が必要と認める書類

(調査)

- 第11条 村長は必要があると認めるときは、職員にその実績を調査させることができる。 (補助金の取消及び返還)
- 第12条 村長は、補助対象者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
 - (1)補助金の交付申請書及び変更申請書、交付請求書において、虚偽の事実が認められた場合
 - (2) この要綱の規定に違反した場合

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、村長が別に定める。 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。